

文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課 面談記録

日時：2019年4月26日（金）10：00～11：55

場所：中央合同庁舎7号館 文部科学省総合教育政策局 会議室

面談者：

文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課 図書館・学校図書館振興室 室長補佐 荒木正寛氏

文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課 法規係 係長 海老洋太氏

図友連： 7名

図友連：先日提出した要望書に内閣府からは回答書をいただいたが文科省からは回答をいただいていない。今日は文科省の見解（お考え）をお聞きしたい。まず、お渡した資料を確認したい。

- ①3月25日に提出した要望書
- ②4月8日付け内閣府からの回答書
- ③4月12日の面談記録
- ④政令指定都市・特別区の図書館についての統計資料
- ⑤長所管図書館のデータ（A3版）

図友連で記録をとり、文書にした後内容を確認していただいてから発表することについての確認を取りたい。（了承された）

図友連出席者の自己紹介をする。（略）

図友連：図友連の紹介（全国で図書館を応援する活動をしている団体、個人の会員で構成されている）

「私たちの図書館宣言」の紹介をしたい。3月25日付けの要望書を確認したい。第1点目については、4月12日の内閣府との面談で、詳細については文科省に問い合わせたという回答を得た。今回上程されている一括法案には、「特例措置」であるとの説明がなく、安易な移管が行われる恐れがあると考えている。第2点目については、図書館法（第8条、第13条1項、第15条）の改定は唐突にでてきた感がある。なぜこの改定案がでてきたのか？第3点目については、図書館は教育機関なので首長部局から独立した教育委員会で管理運営すべきと考える。どういう理由で教育委員会から外すということが可能とされるのか？

図友連：図書館について一括法案で上程されているが、文科省は図書館をどのように位置づけているかお尋ねしたい。

文科省：今年度から新たに文科省に図書館・学校図書館振興室を設置している。このことは、図書館を国として重要な社会教育施設として捉えている現れと理解していただきたい。

文科省：今回の改正案は社会教育施設の所管に関する特例としての位置付け。地方公共団体で、社会教育施設の首長部局への移管を可能とする改正案。ただし、所管が変わっても社会教育施設として法（図書館は図書館法）に基づく適切な管理運営をするということについては変わりがない。

以上がいただいた要望書の第3点と第1点の前半への回答となると考える。

今回の改正案の中で、教育委員会の関与に係る担保措置は以下の3つである。

1. 首長の所管する社会教育施設の「管理運営規則」の制定の際は、必ず教育委員会と協議をする。
2. 首長が所管する社会教育施設の事務のうち、教育委員会の所管する学校、社会教育施設等における教育活動と密接な関連を有するものとして、規則で定めるものの実施に当たっては、首長は、教育委員会の意見を聞く。
3. 教育委員会は、その職務に関して必要と認める場合は、社会教育施設に関する事務について首長に意見陳述することができる。

図友連：教育委員会は意見陳述できるとされているが、必ず意見が聞き入れられるという保証はないのでは？

文科省：最終的な決定権は社会教育施設を所管する首長部局にある。

図友連：意見陳述をすると、それは實際上ほぼ、例えば 95%以上認められると理解して良いのか？行政の仕組みがよくわからないので教えて欲しい。

文科省：学校教育も社会教育も引き続き教育委員会が担当するので、首長と教育委員会という執行機関同士が密にコミュニケーションをとって管理運営することが重要であると考えている。

図友連：担保として意見陳述するシステムがあるというが何ら担保とはなり得ない、担保となっていないと思う。

図友連：図書館法の理念が変わってしまう懸念があるから特例とされたのではと理解する。であるなら、担当省の役割としては、改定案には図書館法の理念が損なわれないような担保がされるべきではないか？

文科省：改正案については昨年来中教審等で十分な議論がなされた。中教審答申にも「社会教育施設であることに変わりはない」とある。その上で地方公共団体がまちづくり、観光など他の行政分野の事業と一体的な推進を図るために効果的と判断する場合に、移管が可能だということで法律案を作成した。

図友連：図書館法はナショナルミニマムとして存在している。それを地方分権ということで各地方自治体に任せてしまうと、現在でもある地域間格差を助長することになりはしないか？

昨年の中教審のワーキンググループ(WG)では補助執行で首長部局に移管されている社会教育施設のうち博物館については議論されたようだが図書館についてはほとんど議論されなかったときいている。

2014年当時の中教審では首長部局に移管する際は法的担保をしなくてはならない、担保措置が重要だと語られた。司書が教育公務員となっていない中、特例として首長部局に移管して地方分権だからそれぞれしっかりやりなさい、とすることは危険だと思われませんか？

文科省：改正案では、担保措置として前述の3点を設けている。また、教育機関としての位置づけは変わらない。

図友連：現在「補助執行」で首長部局に移管されている図書館の運営についての実態調査をし、運営が酷いものを是正するために法律の整備をするというなら理解できるが、そうっていないと思う。

図友連：「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」(答申)には社会教育行政における政治的中立性の確保はとても大事である、だから一定の担保措置を講ずることを条件とした。懸念として行政的な視点が優先されて学習に関する住民の自主性、自発性が

阻害されることのないように地域住民の意向の反映に留意すること。社会教育施設の所管については今後も教育委員会を基本にする。と明記されている。それではなぜ今回の改定案がだされたのか？

また首長部局への移管がなされるとなったとき、全国の教育委員会にどのようなことに留意するようにと発信する予定はあるのか？

文科省：社会教育全体の事務は教育委員会が所管する。一方、地方公共団体からの要望もあり、特例として社会教育施設の所管を首長に移管することができるということであり、無条件に移してよいということではない。

図友連：首長部局移管についての地方から要望は、名張市以外にはどこからあるのか？

文科省：平成 26 年に群馬県と九州地方知事会から要望を受けている。

図友連：しかし全国から多くの要望があるとは言えず、ほんの一地域からの要望ではないか

図友連：昨年の中教審、ワーキンググループの会議を傍聴したが、メンバーのお一人が、教育委員会の中立性をどのように担保するのかが議論されていたときに、市長（首長）は住民の支持を受けているので、首長の権限は大きい、と発言された。教育委員会が意見陳述をしても、選挙で選ばれた市長（首長）だからと退けられる可能性がおおいにあることが見えたから危惧している。畑野議員が国会の委員会での文科大臣との質疑の中で担保措置は法的な拘束はないので担保とは言えないと結論づけられた。これは誰もがそう思っている、このことについてはどうお考えですか？

文科省：今、国民の皆さまの図書館への期待はとても大きい、図書館への期待があるからこそ所管が移って以降も他の部局と一体的にやることで地域を盛り上げるという良い側面もあるのではないかと。今回の法律案はその選択肢を増やした。

今回の法案が成立した後、各自治体に「施行通知」が流れる、その中に法律に述べられない細かなことを書き込むことができる。その中に皆さんが懸念されていることを盛り込むことが考えられる。首長部局に移ったからといって一方的に悪くなるのではなく良くなる側面もあると思うし、移管されたらだめになるとは一概に言えない。武雄図書館、シリウス、多賀城になどについてはそれぞれのお考えがあるかと思うが、以上が現時点での私の思いです。

図友連：現在補助執行されている自治体の数や内容を文科省に訊ねても、正確な情報がでてこない。また点検作業も行っておられないということなので、実態を調査しようとして取りかかっている。

補助執行より今回の法律の方が良いだろうとおっしゃるが、では補助執行の実態を文科省はどれだけ把握されているのか？メリット、デメリットについて調査をした上で今回の法律改定に臨まれているのであれば説得力があると言えるが、それはされていない。

施行通知、留意事項を出す前に実態調査をしてください。

図友連：この法改正では教育委員会に意見陳述の機会という担保措置があるということだが、教育委員会が変質しはじめていると感じているので、任せて大丈夫という確信が持てない。文科省は補助執行している現状を把握し、首長が所管したときにどういう事態になるか想定した上で考えて欲しい。

図友連：総合教育会議が始まってまだ 4 年程度。そこでこそ連携をとって教育を進めていくことを話し合うべきと考える。また、移管のメリットとしてスピーディに事業が進められるというが、移管

しなくても全国の自治体で図書館がまちづくりの要として他の部署と連携して先進的な取り組みをしているところがある。特例措置として移管しなくてもやろうと思えばできる。文科省の本筋はそこを応援することではないか。

図友連：まちづくりのためにやりたいというが、図書館はとても人気のある施設だから首長部局に欲しい、首長の手元に人気のあるものをおきたいということではないか。図書館の本質がゆがめられていくことに危機感を感じる。文科省は図書館の本質は変わらないと言いながら法を守り切れていない。法に基づいてしっかりとやって欲しい。

図友連：古い事例だが、2002年、鎌倉市で図書館を含む生涯学習部が補助執行によって教育委員会から首長部局へ移管するという問題が起こったとき、住民として反対の立場で声を上げた。市議会上程されたが、文科省からの指導があり条例改定案は取り下げられた。当時の文科省は図書館はそういうところではない、と気概を持って対処された。今回はなぜこのような改定案を上程されたのか？

わたしたちはずっと図書館を、教育文化機関を応援している。主管庁である文科省を応援していきたいと考えている。令和の時代の図書館に向けて文科省に力を発揮していただきたい、そのために応援していきたいと強く思っている。ところが最初に挫けてしまわれるととても困る。

図友連：これまでは、歴史のある日本図書館協会や図書館問題研究会などの団体と文科省は図書館について友好的に意見交歓をする関係だった。しかしここ数年その関係が崩れているのではないかと思う。文科省とこれらの会が連携して図書館をよくする活動をするべきだと考える。

図友連：補助執行の実態をつかむことと同時に直営で素晴らしい活動をしている図書館（伊万里市、調布市、鳥取県・・・）が、どういう風に地域とのつながりで活動を展開しているのかを把握していただき、内閣府などに進言してほしい。

現状頑張っている図書館を応援していただきたい。地方からの要望があって法律改定案を上程したということだが、じつは移管しなくてもできる例があります、と示して宣伝して欲しい。

図友連：補助執行している図書館のうち指定管理になっている図書館の割合が大変に高い。これは問題だと思う。

文科省：ここまでいただいたご意見についていくつかお尋ねしたい。まず、川崎のことについて。昔に比べて川崎がとても綺麗になったと感じるがそれは市長の功績なのですか？まちづくりを重視した結果はいかがですか？

図友連：市庁舎付近がとても綺麗になり人通りが絶えないが、中教審でも言われている「人と人とのつながりを大事にする」ことにつながっているのかについては疑問です。

平成のはじめ頃、川崎市は中央図書館構想を持っていた。中央館をはじめ地区館、分館を配置し、ブックモバイルも走らせ図書館のサービスを受けられない人をなくそうというものだった。それが川崎市を綺麗にしようという方向になって以降消えてしまった。なぜ無くなったのか正確なところはわからないが、綺麗になった時期と構想が立ち消えになった時期とが符合する。

図書館はだれでもが歩いて行ける生活に根ざした施設である。賑わいを演出するシリウスのような図書館ではそれはできていない。

文科省：弊害もあったということですね。

福富さんがここ数年図友連、日本図書館協会などの団体とのコミュニケーションが十分でない

と言われたが、私個人としては呼んでいただければどこへでも出向いていくつもりです。社会教育の世界はフェイストゥフェイスなので結論がでなくても議論するプロセスが大事だと考えている。呼んでください。

保土田さんのお話で鳥取や伊万里などの素晴らしい図書館について触れられたが、2020年のオリンピックいヤーに向けては*2 現在検討されている、いわゆる読書バリアフリー法の制定や、図書館法が制定されて70周年にあたるなど、図書館界にとって重要な1、2年になってくる。仮の話だが、図書館を盛り上げるための全国フォーラムを開くなどして、鳥取や伊万里の好事例を全国的に知ってもらおうといったことが文科省の取組として考えられるのではないかと思っている。

図友連：今回の法改定で図書館の本質が崩れていくきっかけになることを危惧している。原理原則は守るようにと焦点をあてて発信してもらいたい。

図友連：内閣府との面談の中で、この法律案の取り扱いは今後どうなるのですか？とお尋ねしたところ、条文修正もあり得ます。附帯決議もあります。と言われました。上程されてしまったから、今後はそのような方法をとるしかないのかと考えているが、今後のことについて文科省の見解をお尋ねします。例えば一括法案から図書館は削るという修正はありますか？

文科省：国会の審議を経て条文修正や附帯決議が行われるなどの可能性はある。

図友連：地方分権一括法の中に図書館法改定が盛り込まれると図書館について全く審議されずに通ってしまう可能性がある。

文科省に議員の方たちから質問があったときの説明の際には私たちの声を反映させる形で説明していただくことをお願いしたい。

図友連：冒頭、法案の担保として教育長が意見具申できるとのことだが、教育長は議会を経て首長に任命権限がある。首長に任命される教育長からの助言はどれほど効力があるか疑問である。法の改定後、図書館法の考えをストレートに首長に伝え指示するべきと考える。

文科省：教育委員会としての意見を聞くことになっているので、教育長一人の意見ではない。所管を首長とする場合には、そのための条例を定める必要がある。また条例を定める際には議会が教育委員会から意見を聴取すると定められている。

図友連：特記事項として毎年の決算カードの裏面に記載されますか？

文科省：各自治体によって異なると思われるので一概には言えない。

図友連：荒木さんがおられた福島には、図書館法に依拠しない図書館を住民が30年運動をして漸く図書館法による図書館になったところがある。その図書館法がこのような形で変えられてしまうのか？と疑問を持っている。

また、東北大震災後の2012年5月、図友連が開催した院内集会で、気仙沼の教育長さんのお話を伺った。震災直後の人びとは生きることだけで精一杯だが、一週間もたつと避難所に届けられた図書館の本が、苦難を乗り越えたり、将来の希望をもつために大いに役だった、災害の時にこそ図書館は大切なのだとわかったと話された。

図書館の持つ本来的な存在意義について今一度図書館法をお読みいただいて今後の修正に全力を傾けていただきたい。

図友連：図書館が首長部局に移管されたとき、政策に反対するような本が図書館から排除されることに

なるのではないかと危惧する。おかしな首長ばかりではないと思うが、首長によっては恣意的な運営となる惧れがある。

図友連：図書館の基本を押さえて自治体がしっかり運営することは他部局と密接な連携をとることにつながりそれはまちづくりの核となりうる。移管することで得られるとされるメリットは後付けの理由、為にするものと思える。移管する選択肢を用意する意味がわからない。

図友連：選択肢を準備するより、ナショナルミニマムとして図書館は首長部局に変えない、という姿勢が必要ではないか。

図友連：法案が通ると歴史の転換点となってしまう。

ここで次の予定のために終了となった。

文科省：関係の図書館団体との意見交換は我々にとって貴重な機会です。呼んでいただけたらいつでもみなさんの会合に伺わせていただきます。

今日のご意見について全て反映させる確約はできないが今後なんらかの形で議論の場に載せていきたいと思っている。図書館法制定 70 周年に向けてなど、今後も意見交換させていただきたい。

図友連：よろしくお願いします。